

京都市教育長訓令甲第2号
事務局
学校
幼稚園
教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第3条第2項中「, 京都奏和高校開設準備室長」を削り, 「新普通科系高校開設準備室長」の右に「, 新美工開設準備室長」を加え, 同条第10項中「及び青少年科学センター指導課長」を「, 青少年科学センター指導課長及び青少年科学センター展示天文課長」に改め, 同条第12項中「京都奏和高校開設準備室長又は」を削り, 「新普通科系高校開設準備室長」の次に「又は新美工開設準備室長」を加える。

別表総務部長の項中第10号を第11号とし, 第9号を第10号とし, 第8号の次に次の1号を加える。

(9) 教育機関の施設の7日以内の使用承認(市長の事務部局等に使用させることをいう。以下同じ。)に関する事。

別表教育環境整備室長の項第2号を同項第3号とし, 同項第1号中「校長及び園長の項において」を「以下」に改め, 同号の次に次の1号を加える。

(2) 学校施設の使用承認に関する事。

別表体育健康教育室長の項の次に次の1項を加える。

生涯学習部長	(1) 生涯学習総合センター, 中央図書館, 右京中央図書館, 伏見中央図書館, 醍醐中央図書館及び久世ふれあいセンター図書館(京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設のことをいう。)(以下「生涯学習総合センター等」という。)の3日以内の目的外使用許可(京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織による使用その他の教育長が別に定める使用(以下「地域使用等」という。)に限る。)に関する事。 (2) 生涯学習総合センター等の3日以内の使用承認に関する事。
--------	---

別表生涯学習部施設運営課長の項第2号中「生涯学習総合センター，中央図書館，右京中央図書館，伏見中央図書館，醍醐中央図書館及び久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設のことをいう。）内」を「生涯学習総合センター等内」に改める。

別表総合教育センター所長の項第5号中「京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織による使用その他の教育長が別に定める使用（以下「」及び「」という。）」を削り，同項に次の1号を加える。

(6) 総合教育センターの3日以内の使用承認に関する事。

別表総合教育センター学校統合推進室長の項に次の1号を加える。

(2) 閉校施設の7日以内の使用承認に関する事。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長の項に次の1号を加える。

(5) 京都まなびの街生き方探究館の3日以内の使用承認に関する事。

別表教育相談総合センター所長の項に次の1号を加える。

(4) 教育相談総合センターの3日以内の使用承認に関する事。

別表学校歴史博物館事務局長の項第5号を同項第6号とし，同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学校歴史博物館の3日以内の使用承認に関する事。

別表青少年科学センター事務局長の項第1号中「準ずる」を「準じる」に改め，同項に次の2号を加える。

(3) 青少年科学センターの3日以内の目的外使用許可（地域使用等に限る。）に関する事。

(4) 青少年科学センターの3日以内の使用承認に関する事。

別表青少年科学センター指導課長の項第1号中「学習計画」の右に「及び教職員の研修」を加え，同項の次に次の1項を加える。

青少年科学センター 一展示天文課長	(1) 青少年科学センターにおける展示及び天文に関する事。 (2) 申請，届出，報告，照会，回答等に関する事。 (3) 証明に関する事。 (4) 刊行物の発行に関する事。 (5) 軽易又は定例の所管事務の処理に関する事。
----------------------	--

別表野外活動施設花背山の家所長の項に次の1号を加える。

(5) 山の家 の 3 日以内の使用承認に関すること。

別表校長及び園長の項中第 8 号を第 9 号とし，第 7 号を第 8 号とし，第 6 号の次に次の
1 号を加える。

(7) 学校施設の 3 日以内の使用承認に関すること。

附 則

この訓令は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)